

< 素案 >

資料番号 3

第 2 号様式

財 政 健 全 化 計 画 書

大阪府泉佐野市

第 1 健全化判断比率が早期健全化基準となった要因の分析

本市は、平成 6 年の関西国際空港開港にあわせ、空港関連税収の増加予測をもとに、それまで遅れていた都市基盤整備や空港関連地域整備をはじめ、総合文化センター、健康増進センター、市立泉佐野病院など多くの施設整備を短期間に進め、その財源として地方債を活用し多額の地方債残高を抱えることとなった。しかしながら、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気低迷やりんくうタウンの成熟の遅れなどから、税収は期待していたほどには伸びず、逆に地価の下落により減少に転じることとなり、公債費負担が本市の財政運営を大きく圧迫することとなった。

健全化判断比率のうち、将来負担比率が平成 20 年度決算で 393.5%（早期健全化基準 350%）となった要因の主たるものは、前記の地方債残高約 751 億円と病院事業会計・下水道事業会計に係る公営企業債等繰入見込額約 335 億円によるものである。

一方、連結実質赤字比率が平成 20 年度決算で 26.42%（早期健全化基準 17.44%）となった要因は、宅地造成事業会計における資金不足額約 65 億円によるものである。これは、現市民病院建設に際して、財源として旧病院跡地の売却収入を充てることとし、将来の公共施設等の整備のために宅地造成事業会計に売却したものであるが、景気低迷による事業計画の頓挫などにより、同会計においてその間の金利負担の累積と地価下落による売却差損が生じたためである。

以上のように、急速な各種施設の整備は、市民サービスの向上に寄与したものの、その財源とした地方債の償還が財政運営を長期にわたって圧迫することとなったものである。特に、総合文化センターの地方債償還が大きな重荷となっている。これは、空港関連税収の見込が予測を下回り、当面景気の回復が見込めないことから、当初の元金償還額を抑制したため、後年度にその負担が急激に増加することになるものである。

第 2 計画期間

平成 21 年度から平成 40 年度まで 20 年間

第 3 財政の早期健全化の基本方針

本市は、これまでの行財政改革において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)の施行前の地方財政再建促進特別措置法(昭和 30 年法律第 195 号)に規定する財政再建準用団体に陥らないために取り組んできた結果、平成 18 年度に普通会計において実質収支の黒字転換を達成することができたが、その間、改善を要する他の特別会計や公営企業会計等に対して一般会計が根本的な改善措置を講じるまでには至らなかった。

本計画策定以前から、一般会計を中心に取り組んできた行財政改革の主な内容は次のとおりである。

歳入確保策では、市税等の徴収率の向上、各種使用料・手数料の改定ルールの設定及び有料化、遊休財産の処分等。

歳出削減策では、退職不補充等による定数削減・給与等の引下げ等の人件費削減、個人給付等の廃止・縮小による扶助費抑制、施設管理・イベントその他事務事業の廃止・縮小その他経費削減、保育所民営化・各種施設の指定管理者制度導入その他委託化の推進、各種団体補助・助成事業の廃止・縮小による補助金等の整理合理化、事業計画の先送り等による投資的経費の抑制、地方債の借換え等による公債費抑制
一般会計等以外の会計及びそれら会計を支えていくべき一般会計において、今後、取組の内容を充実させるものとして、主なものは次のとおりである。

病院事業会計では、平成 20 年度に策定した病院改革プランに掲げる病床利用率向上・各種診療報酬加算の取得等による収益確保策や、DPC に適応した医薬材料・薬品等の見直し、業務委託契約の見直し等による経費削減策を着実に進めていくものとする。

なお、近年の医師不足等によって急速に悪化した収支は、平成 20 年度に公立病院特例債発行により、連結実質赤字比率への影響を最小限に抑えることができたものの、平成 21 年度以降の体制確保状況や現状の厳しい経営環境では、なお不透明な要素を有していることから、本計画の目標達成に向けた重要な鍵となるものである。

一般会計では、給料・手当等の適正化及び定員適正化による人件費抑制、指定管理者制度・民営化・委託化の推進など、集中改革プランに掲げた方向性にしたがって見直すとともに、すでに一定の整理を終えている事務事業も再点検し、必要度が低いものは縮小・廃止するなど、更なる見直しを実施する。また、これまでも地方債残高は着実に減らしてきたが、将来負担比率の低減に向け、投資的事業の計画見直しを行い必要最小限の事業にとどめるなど、地方債の発行抑制に努めるものとする。

水道事業会計その他特別会計では、一般会計と同様の人件費抑制策のほか、委託化を推進するとともに、独立採算を基本に、使用料等の必要な受益者負担の見直しを適切に行うものとする。

今後、新たにに取り組んでいくものとして、主なものは次のとおりである。

病院事業会計では、医師確保等の経営安定化に資する独立行政法人化の推進、並びに限りある医療資源の有効活用・効率的経営につながる泉州南部地域の病院間の再編・ネットワーク化を推し進めるものとする。

宅地造成事業会計では、既に役割を終えていることから、第三セクター等改革推進債

を活用して、当該会計を廃止するものとする。

一般会計では、歳入面として、宅地造成事業会計や土地開発公社からの取得用地を含め、事業計画等の変更・廃止も積極的に行い、財産処分を推進する。また、公益法人制度改革による新制度への移行にあわせ、出資財団の方向性を再検討するとともに、基本財産の回収を図るものとする。

歳出面として、人件費抑制のため、これまでは業務の委託化の推進に取り組んできたが、経費削減効果が低い又は受託事業者が極めて少ないなどの理由により委託化が進んでいない分野については、非常勤職員等による対応を行うことにより、総人件費を抑制し、将来負担比率に算入される退職手当負担見込額を抑制するものとする。また、早期健全化基準を超えた要因に鑑み、公共施設全体のあり方を再点検し、施設の整理統合も検討するものとする。

実質公債費比率は、平成 20 年度決算では早期健全化基準を下回っているが、今後総合文化センター等に係る借換債や第三セクター等改革推進債の発行により上昇し、基準を上回る可能性が高いことから、単に今回該当した連結実質赤字比率及び将来負担比率の改善だけにとどまらず、中長期的に全ての指標の健全化を図る計画とする。また、今後の大きな公債費負担による一般会計の収支悪化に備え、早期に収入確保・経費削減の取組を進めるものとする。

早期健全化の総括的な方向としては、行政が行うべき事業内容かどうかを改めて検討した上で、人員抑制をはじめ簡素で効率的な行政運営を築いていくものとする。

第 4 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策

- (1) 第三セクター等改革推進債の活用による宅地造成事業会計の廃止 ----- 平成 21 年度
< 目標効果額 6,600 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 31.5% >

本会計の平成 21 年度末資金不足見込額 6,600 百万円については、第三セクター等改革推進債を活用することにより、一般会計の債務として引継ぎ、計画的に償還するものとする。

- (2) 遊休用地の処分 ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 5,400 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 23.30% >

宅地造成事業会計及び土地開発公社から取得した用地のうち、処分可能なものを売却する。

施設の整理統合等により処分可能となる用地を売却する。

従来どおり、普通財産や処分可能なため池、里道・水路などは継続して売却を進める。

- ・ なお、上記用地売却後、当該用地に建設される建物等の固定資産税の収入増加が見込まれる。

- (3) 出資法人の基本財産の回収 ----- 平成 21 年度 < 目標効果額 390 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 1.68% >
文化振興財団、公園緑化協会に出えんした基本財産を、今回の財団等に係る法律改正に沿って一部又は全部回収する。
- (4) 使用料等の徴収事務の見直し ----- 平成 22 年度 ~ < 目標効果額 361 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 1.56% >
使用料等の公金債権を一体的に徴収するなど徴収事務を見直し、納付交渉窓口の一元化、滞納者情報の一元化など、事務の効率化と徴収率の向上を図る。
- (5) 使用料手数料等の見直し ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 904 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 3.90% >
本市の使用料手数料改定ルールに沿った 3 年ごとの見直しを継続する。その他実費徴収的なものについてもコスト積算の上見直しを検討する。また、現在無料で行っているものについても有料化の検討を行う。
- (6) 人件費の抑制 ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 19,966 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 86.17% >
< 将来負担比率改善率 約 9% >
退職不補充、職種変更、非常勤職員等の活用などによって、今後 20 年間で 200 人の定員削減を図る。
・ 保育所の民営化は計画に沿って推進しつつ、公私の人員配置基準を見直すものとする。
給与等の適正化(現給保障制度の見直し、実質ワタリの廃止、特殊勤務手当の適正化、住居手当の適正化等) をさらに推進する。
・ 早期退職手当の優遇制度を廃止する。
- (7) 指定管理者制度、業務委託化の推進 ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 1,435 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 6.19% >
図書館など指定管理者制度未導入の施設については、指定管理者制度、業務委託化、再任用や非常勤職員等の活用について検討し、いずれかの手法により経費削減を行うものとする。
- (8) 投資的経費の見直し ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 8,000 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 34.52% >
投資的経費は、単年度の地方負担額(地方債と一般財源の計) 15 億円を基本として、事業の厳選・先送り等を行うものとする。

- (9) その他事務事業の見直し ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 950 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 4.10% >

従来から実施してきた事務事業評価に加え施策評価を実施することにより、事務事業のあり方について視点を変えた検討を加え、事業の廃止・縮小などによる経費削減を図るものとする。

- (10) 地方債償還方法の見直し ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 780 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 最大 36.69% >
< 実質公債費比率改善率 最大 6.1% >

宅地造成事業会計に係る第三セクター等改革推進債の償還期間を 30 年間に延長し、負担の平準化を図る。

文化センターに係る地方債の借換において、5 年ごとの償還金額を前半を低く抑え、後年度に高めることにより、全体として財政負担能力に応じた償還を行う。

- (11) 国・府の支援 ----- 平成 21 年度 ~ < 目標効果額 700 百万円 >
< 連結実質赤字比率改善率 3.02% >

国に対し関空連絡橋国有化に伴う市税減収の補填を求めるほか、国・大阪府に対し、健全化団体からの脱却について支援を求める。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

(単位:百万円)

年度/効果額 項目	計画初年度の 前年度	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)
第三セクター等改革推進債の活用		6,600					
遊休用地の処分	51	103	40	100	150	1,000	1,000
出資法人の基本財産の回収		390					
使用料等徴収事務の見直し			19	19	19	19	19
使用料手数料等の見直し		31	4	8	12	16	20
人件費の抑制	232	234	239	279	768	922	827
指定管理者制度、業務委託の推進	48			41	82	82	82
投資的経費の見直し						500	500
その他事務事業の見直し			50	50	50	50	50
地方債償還方法の見直し			693	974	1,160	1,120	1,081
国・府支援				100	100	100	100
計	331	7,358	1,045	1,571	2,341	3,809	3,679

年度/効果額 項目	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)
第三セクター等改革推進債の活用							
遊休用地の処分	1,000	1,000	1,000	10	10	10	10
出資法人の基本財産の回収							
使用料等徴収事務の見直し	19	19	19	19	19	19	19
使用料手数料等の見直し	25	30	35	40	45	50	56
人件費の抑制	1,091	1,188	1,309	1,172	1,051	1,065	1,091
指定管理者制度、業務委託の推進	82	82	82	82	82	82	82
投資的経費の見直し	500	500	500	500	500	500	500
その他事務事業の見直し	50	50	50	50	50	50	50
地方債償還方法の見直し	974	689	482	460	437	-352	-763
国・府支援	100	100	100				
計	3,841	3,658	3,577	2,333	2,194	1,424	1,045

年度/効果額 項目	平成34年度 (第14年度)	平成35年度 (第15年度)	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)	平成40年度 (第20年度)	H21以降の 合計
第三セクター等改革推進債の活用								6,600
遊休用地の処分	10	10	10	10	10	10	10	5,503
出資法人の基本財産の回収								390
使用料等徴収事務の見直し	19	19	19	19	19	19	19	361
使用料手数料等の見直し	62	68	74	80	86	93	100	935
人件費の抑制	1,119	1,182	1,242	1,307	1,369	1,430	1,495	20,380
指定管理者制度、業務委託の推進	82	82	82	82	82	82	82	1,435
投資的経費の見直し	500	500	500	500	500	500	500	8,000
その他事務事業の見直し	50	50	50	50	50	50	50	950
地方債償還方法の見直し	-1,044	-1,018	-991	-1,215	-824	-547	-536	780
国・府支援								700
計	798	893	986	833	1,292	1,637	1,720	46,034

第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：%)

健全化判断比率	年度	計画初年度の	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	前年度	(計画初年度)	(第2年度)	(第3年度)	(第4年度)	(第5年度)	(第6年度)	
実質赤字比率	- (12.44)	0.34 (12.36)	15.53	19.09	19.78	19.54	19.71	
連結実質赤字比率	26.42 (17.44)	- (17.36)	10.24	13.72	14.24	14.20	14.51	
実質公債費比率	18.4 (25.00)	19.9 (25.00)	21.3	22.5	24.8	26.3	26.8	
将来負担比率	393.5 (350.00)	364.7 (350.00)	338.2	338.3	335.4	312.9	290.6	

健全化判断比率	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	(第7年度)	(第8年度)	(第9年度)	(第10年度)	(第11年度)	(第12年度)	(第13年度)	
実質赤字比率	19.46	19.17	18.49	19.96	19.86	19.85	19.87	
連結実質赤字比率	14.22	13.78	13.14	14.97	14.91	14.95	15.00	
実質公債費比率	26.2	25.8	25.2	23.8	22.1	20.6	20.1	
将来負担比率	271.4	246.2	218.7	199.3	179.9	159.6	140.1	

健全化判断比率	年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
	(第14年度)	(第15年度)	(第16年度)	(第17年度)	(第18年度)	(第19年度)	(第20年度)	
実質赤字比率	19.72	19.91	19.76	19.58	13.48	1.09	-	
連結実質赤字比率	14.88	15.11	14.97	14.81	8.74	-	-	
実質公債費比率	20.1	19.6	18.6	17.0	14.1	9.3	4.1	
将来負担比率	119.7	99.6	80.6	59.6	36.5	16.8	-	

第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

財政健全化計画の各計画項目の実施にあたっては、市民、議会、職員の理解と協力が不可欠であり、一体となって取り組んでいく必要がある。

計画期間中においては、さまざまな制度改正等の環境変化が考えられるが、国・大阪府に対して、計画達成に支障が生じないよう現行制度も含めて弾力的な運用、財政支援を求めるものである。